

福祉の人材確保に関する意見書

いま高齢者介護や障害者福祉の現場は、仕事に希望が持てないなど年間で5人に1人が離職し、深刻な人材不足に陥っています。

人材不足は、あまりにも劣悪な労働条件が原因です。

「やりがいのある仕事」だからと仕事に就いても、月給は平均で22万円と、全産業平均の6割に過ぎず、若年者の多くは年収200万円以下です。

専門性を必要とするのに、非正規職員は、介護で約4割、訪問介護で約8割にのぼり、加えて夜勤や長時間労働です。

政府としても昨年8月、「福祉人材確保指針」を14年ぶりに改定し、「国家公務員の福祉俸給法を参考にすること」と賃金水準の引き上げを図る指針を示しました。

賃金改定により、利用者の負担増にはねかえられないような改善策をはかる必要があります。

よって、国においては、経営者まかせでなく、積極的な打開策をとるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年6月16日

名 寄 市 議 会